

国立大学法人群馬大学における競争的研究費により雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の実施に関する取扱要項

令和 6. 4. 1 制定

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）において、競争的研究費により雇用される若手研究者が、競争的研究費で実施するプロジェクト（以下「プロジェクト」という。）に従事しながら自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動（以下「自発的な研究活動等」という。）を行う場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 競争的研究費 資金配分機関の公募により競争的に獲得する経費のうち、研究に係るものをいう。
- (2) 資金配分機関 競争的研究費を配分する関係府省庁又は独立行政法人をいう。
- (3) P I 等 本学の教員である研究代表者又は研究分担者をいう。
- (4) 学部等 群馬大学学則（以下「学則」という。）第3条に規定する学部、群馬大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条に規定する研究科及び学府、大学院学則第4条の2に規定する学環、学則第6条に規定する附置研究所、学則第7条に規定する総合情報メディアセンター、学則第7条の2に規定する機構、学則第8条に規定する学内共同研究教育施設、学則第8条の2に規定するダイバーシティ推進センター、学則別表第1－3に規定する医学部附属病院をいう。
- (5) 若手研究者 原則として次に掲げる全てを満たす者をいう。
  - ア 競争的研究費により雇用されている者
  - イ 当該競争的研究費による研究活動を行うことを職務に含む者（ただし、P I 等が自らの人件費を当該プロジェクトから支出し雇用される場合を除く。）
  - ウ 自発的な研究活動を開始する年度の4月1日現在で40歳未満の者（ただし、競争的研究費の各制度において対象者の条件がある場合は、当該制度の定めに従うものとする。）
- (6) エフォート 本学の若手研究者が自発的な研究活動等を行う場合に、当該若手研究者の年間の全労働時間100%に対して当該研究活動等の実施に必要とする時間の配分割合をいう。

(申請条件)

第3 若手研究者が自発的な研究活動等を行う場合は、原則として次に掲げる全ての条件を満たすものとする。

- (1) 若手研究者本人が自発的な研究活動等の実施を希望すること。
- (2) P I 等の当該プロジェクトの推進に資すること。
- (3) P I 等の当該プロジェクト研究の推進に支障がないこと（当該プロジェクトに従事するエフォートの20%を上限とする。）。

(申請)

第4 若手研究者から自発的な研究活動等の実施を希望する意向の申出を受けたP I 等は、自発的な研究活動等の開始前に所定の様式を作成の上、学部等の長を通じて学長に申請するものとする。

- 2 前項の申請は、原則として自発的な研究活動等を開始する日の1か月前までに行う。
- 3 本制度の適用にあたっては、年度毎に申請するものとする。

(承認)

第5 学長は、第4に規定する申請があったときは、内容を審査し、その結果をP I等に通知する。

P I等は、通知を受けた後、若手研究者にその旨を報告する。

2 第4に規定する申出を受けたP I等が研究分担者の場合は、当該審査結果を当該研究分担者から研究代表者へ報告する。

(変更)

第6 P I等は、第5の規定により承認を受けた自発的な研究活動等の内容に変更が生じる場合は、速やかに所定の様式を作成の上、学部等の長を通じて学長に提出する。

2 前項の変更申請に係る承認手続きについては、第5の規定を準用する。

(報告)

第7 P I等は、各年度終了後又は自発的な研究活動等の活動期間終了後、速やかに若手研究者から活動報告を受け、その内容を活動報告書として学長に提出する。

2 前項の活動報告は、他の研究費の獲得にかかる申請や実績報告等の書類を添付することにより報告することができるものとする。

3 P I等は、当該若手研究者の自発的な研究活動等にかかる労働時間を適切に管理し、所定の様式により、毎月、学部等の長を通じて学長に報告する。

(承認の取消)

第8 学長は、第3に規定する実施条件を満たさなくなったことが明らかになったときは、第5の規定による承認を取り消すものとする。

(雑則)

第9 この要項に定めるもののほか、若手研究者の自発的な研究活動等の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。